

川崎市 木造建物を中心とした

石綿事前調査ハンドブック



～ハンドブックの目的～

現在、石綿(アスベスト)の新たな使用は禁止されていますが、今でも多くの建物で石綿を含有した建材が使用されています。今後、これらの石綿が使用されている建物の解体作業が増加することが見込まれています。

建物の解体・改造補修工事を行う時は、事前に石綿の使用状況について調査をすることが法律で義務付けられています。本ハンドブックはこの事前調査を行う際に活用していただくことを目的として、木造の建物を中心に、石綿を含有している建材やそれらが使用されている箇所、現場での判別方法について写真などを載せて紹介しています。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

環境局 環境対策部 環境対策推進課

2023.4 ~